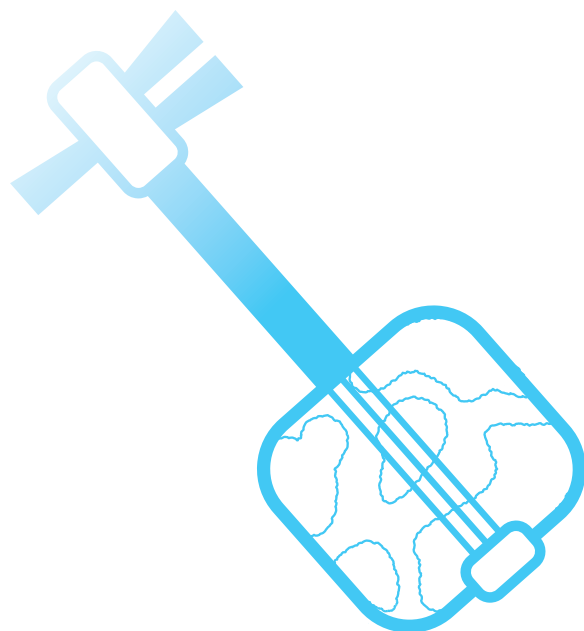


令和7年度 融資のご案内

生 業 資 金

小規模事業者の成長発展を
支援します



ご 利 用
いただける方

沖縄に住所を有し、沖縄において適切な事業計画の下に独立して事業を営む方（個人又は法人等）で、ほとんどの業種の方にご利用いただけます。

※投機的事業、一部の遊興娯楽業等の業種の方はご利用いただけません。
詳しくは、「ご利用の窓口」までお問い合わせください。



沖縄振興開発金融公庫
THE OKINAWA DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION



インターネット上で、
生業資金に関する情報を
ご覧いただけます。

このようなときにご利用ください

設備資金

- 事務所、工場、店舗などを新築又は増改築する場合
- 機械、器具、備品を購入する場合 など

運転資金

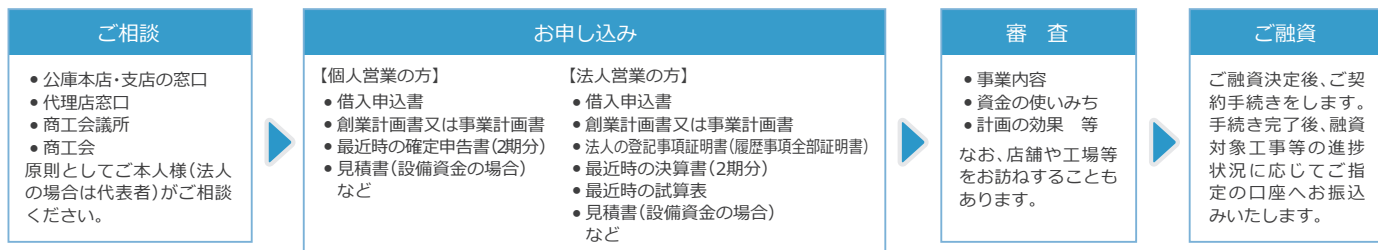
- 買掛金や手形の決済資金が必要となる場合
- ボーナスの支払資金が必要となる場合 など

担保・保証人

お客様のご希望や融資制度等により異なります。詳細はご相談ください。

ご利用の手続きは次のとおりです

小規模事業者経営改善資金（マル経資金）、沖縄雇用・経営基盤強化資金（沖経資金）、教育資金及び恩給担保資金をご利用の方は、一部手続き等が異なりますので窓口でご相談ください。



基本資金

設備資金に、運転資金に、幅広くご利用いただけます。

令和7年4月現在

ご融資の種類	ご利用いただける方	資金の使いみち	ご融資の限度額	ご返済期間	うち据置期間
基本資金	事業を営む方（ほとんどの業種の方にご利用いただけます） 〔特定設備資金は、需要構造の変化などに伴い取扱商品又は業種の変更を行うなどの要件が必要です。〕	設備資金	4,800万円	原則10年以内	1年以内
		運転資金		原則5年以内	原則6ヵ月以内
		特定設備資金	7,200万円	20年以内	1年以内

沖縄公庫の独自融資制度

ご融資の種類	ご利用いただける方	資金の使いみち	ご融資の限度額（注1）	ご返済期間	うち据置期間
沖縄創業者等支援貸付	次のいずれかに該当する方で、一定の要件を満たす方 ● 新規市場の創出が見込まれる事業を新たに行う方 ● 雇用の創出を伴う事業を新たに行う方 ● 経営多角化を図る方	設備資金	7,200万円	20年以内	5年以内
		運転資金	4,800万円	7年以内	3年以内
沖縄社会課題対応企業等支援貸付（沖縄ソーシャル融資）	次のいずれかに該当する方 ● 子どもの貧困問題などの社会的課題の解決を目的とする事業を営む方 ● 母子家庭の母又は父子家庭の父であって事業を営む方	設備資金	別枠7,200万円 （うち運転資金4,800万円）	20年以内	5年以内
		運転資金		10年以内	5年以内
沖縄特産品振興貸付	次のいずれかに該当する方 ● 沖縄の地域資源を活かした製品の開発、製造又は販売を行う方 ● 沖縄固有の技術・ノウハウを活用した製品（例：琉球焼、琉球藍染、三線、泡盛、琉球ガラス等）の製造又は販売を行う方	設備資金	7,200万円	20年以内	2年以内 （泡盛古酒製成5年以内）
		運転資金	4,800万円	7年以内 （泡盛古酒製成10年以内）	2年以内 （泡盛古酒製成3年以内）
国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付	国際物流拠点産業集積地域、産業イノベーション促進地域において事業を営む方又は当該事業の用に供する施設、設備の設置又は整備を行う方	設備資金	7,200万円	20年以内	5年以内
		運転資金	4,800万円	7年以内	3年以内
沖縄離島・北部地域振興貸付	沖縄県内の離島及び北部地域において産業の振興及び経済の活性化に資する事業を行う方	設備資金	7,200万円	20年以内（注2）	3年以内
		運転資金	4,800万円	7年以内	
沖縄情報通信産業支援貸付	国又は県の情報通信産業振興関連施策に基づく指定地域内において ● 情報通信関連事業を行う方 ● 情報関連人材を養成又は派遣する事業を行う方	設備資金	7,200万円	20年以内	3年以内
		運転資金	4,800万円	7年以内	2年以内
沖縄観光リゾート産業振興貸付	国又は県の観光関連施策に基づく整備地域において、観光リゾート産業の振興に寄与する事業を行う方	設備資金	7,200万円	20年以内	2年以内
		運転資金	4,800万円	7年以内	
駐留軍用地跡地開発促進貸付	駐留軍用地跡地において、一定規模の建築物（商業施設等）の整備事業を行う方	設備資金	7,200万円	20年以内	2年以内
		運転資金	4,800万円	7年以内	
沖縄生産性向上促進貸付	中小企業等経営強化法に基づき、先端設備等導入計画の認定を受けた方	設備資金	7,200万円	20年以内	2年以内
		運転資金	4,800万円	7年以内	
沖縄雇用・経営基盤強化資金（沖経資金）	商工会議所、商工会の経営強化指導を受けている特定規模事業者で、商工会議所会頭、商工会会長の推薦を受けた方	設備資金	2,000万円	10年以内	2年以内
		運転資金			

（注1）設備資金、運転資金のご融資の限度額が併記されている資金について、設備・運転資金を併せてご利用になる場合の限度額は7,200万円です。

（注2）貸家業又は貸間業は30年以内です。



無担保・無保証人でご利用いただける融資制度

令和7年4月現在

ご融資の種類	ご利用いただける方	資金の 使いみち	ご融資の限度額	ご返済期間	うち据置期間
小規模事業者経営改善 資金（マル経資金）	商工会議所、商工会の経営指導を受けている小規模事業者で、商工会議所会 頭、商工会会長の推薦を受けた方	設備資金	2,000万円	10年以内	2年以内
		運転資金			



ご融資の限度額・ご返済期間・利率等が有利な特定資金融資制度

事業の種類、資金の使いみちによってご融資の限度額、ご返済期間、利率が基本資金より有利な制度となっています。

ご融資の種類	ご利用いただける方	資金の 使いみち	ご融資の限度額 (注1)	ご返済期間	うち据置期間
新 企 業 育 成 貸 付					
新規開業・スタート アップ支援資金	新たに事業を始める方又は事業開始後おおむね7年以内の方 （「新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、 当該計画を遂行する能力が十分であると認められる方」に限ります）	設備資金	7,200万円	20年以内	5年以内
		運転資金	4,800万円	10年以内 (最長15年以内)	
新 事 業 活 動 促 進 資 金	新たに第二創業(経営多角化・事業転換・新市場進出)を図る方又は第二創業 後おおむね5年以内の方など	設備資金	7,200万円	20年以内	2年以内
		運転資金	4,800万円	7年以内	
企 業 活 力 強 化 貸 付					
企 業 活 力 強 化 資 金	卸売業、小売業、飲食サービス業又はサービス業を営む方で、店舗の新築・増 改築や機械設備の導入を行う方など	設備資金	7,200万円	20年以内	2年以内
		運転資金	4,800万円	7年以内	
海 外 展 開・ 事 業 再 編 資 金	経済の構造的変化に適応するために海外展開を行う方	設備資金	7,200万円	20年以内	2年以内 (最長5年以内)
		運転資金	4,800万円	7年以内 (最長10年以内)	
事 業 承 継・集 約・ 活 性 化 支 援 資 金	事業や企業を承継・集約化する方、事業承継を契機に新たに第二創業等を図 る方など	設備資金	別枠7,200万円	20年以内	5年以内
		運転資金	(うち運転資金) 4,800万円	10年以内	
観光産業等生産性 向 上 資 金	卸売業、小売業、飲食サービス業又はサービス業を営む方で、観光に関する事 業を行い、事業計画を策定し生産性向上に向けた取組みを図る方	設備資金	7,200万円	20年以内	2年以内
		運転資金	4,800万円	7年以内	
ソーシャルビジネス 支 援 資 金	特定非営利活動法人、社会的課題の解決を目的とする事業を営む方、保育 サービス事業・介護サービス事業を営む方など	設備資金	別枠7,200万円	20年以内	5年以内
		運転資金	(うち運転資金) 4,800万円	10年以内	
環 境・エ ネ ル ギー 対 策 貸 付					
環 境・エ ネ ル ギー 対 策 資 金	・非化石エネルギーを導入するための設備を設置する方 ・公害防止や再生可能資源の有効利用などを行う方など	設備資金	7,200万円	20年以内	2年以内
		運転資金	4,800万円	7年以内	
セーフティネット貸付					
経 営 環 境 変 化 対 応 資 金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的な要因による業況 悪化により資金繰りに支障をきたしている方など	設備資金	4,800万円	15年以内	3年以内
		運転資金		8年以内	
取 引 企 業 倒 産 対 応 資 金	取引企業等の倒産により、資金繰りに影響が出ている方	運転資金	別枠 3,000万円	8年以内	3年以内
企 業 再 生 貸 付					
企 業 再 建 資 金	経営改善、経営再建等に取り組む方	設備資金	別枠 7,200万円	20年以内	2年以内
		運転資金			

(注1) 設備資金、運転資金のご融資の限度額が併記されている資金について、設備・運転資金を併せてご利用になる場合の限度額は7,200万円です。

生業資金挑戦支援資本強化特別貸付（資本性ローン）（注2）				
ご利用いただける方	ご融資の限度額	ご返済期間	ご返済方法	担保・保証人
創業・新事業展開・海外展開・事業再生・ソーシャルビジネス等に取り組む方であって、 地域社会にとって不可欠な事業、技術力の高い事業などに取り組む方	7,200万円	5年1ヵ月以上 20年以内	期限一括返済 (利息は毎月払)	無担保・無保証人

(注2) 本貸付による借入金は、劣後特約により法的倒産手続時には民間金融機関等の債務に劣後し、金融機関の資産査定上、自己資本とみなすことができるため、民間金融機関からの円滑な資金調達が期待されます。

上記のほかにも、事業の種類、資金の使いみちによって、さまざまな特定資金があります。

● 経営者保証免除特例制度

令和7年4月現在

制 度 の 内 容	ご融資の限度額	ご返済期間	うち据置期間
一定の要件を満たす場合に、経営者の保証を免除する制度です。	適用した 貸付制度の限度額	適用した 貸付 制度 の ご 返 済 期 間 以 内	適用した 貸付 制度 の 据 置 期 間 以 内

- 赤土等流出防止低利（ちゅら海低利） 「沖縄県赤土等流出防止条例」が適用される事業で、赤土等の流出を条例の基準値以下（100mg／ℓ）に抑える方には、金利の優遇を行っております。
- 沖縄ひとり親支援貸付利率特例制度 国によるひとり親の雇用にかかる助成を受ける方（受けた方を含む）、沖縄県の「女性の就職総合支援事業」を活用してひとり親を雇用している方、事業所内保育施設等を設置又は増改築する方には、金利の優遇を行っております。
- 沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度 キャリアアップ助成金・人材開発支援助成金・業務改善助成金のいずれかを受けた方、沖縄県による「沖縄県所得向上応援企業認証制度」・「沖縄県人材育成企業認証制度」の認証を受けた方、沖縄県の「奨学金返還支援事業」の助成を受けた方又は人手不足対応を図る方であって人材活躍推進に係る事業計画を策定し当該計画の実現に向けた取組みを図る方には、金利の優遇を行っております。
- カーボンニュートラル推進投資利率特例制度 再生可能エネルギーの導入等、脱炭素に資する設備投資を行う方には、金利の優遇を行っております。
- 創業支援貸付利率特例制度 新たに開業される方又は開業して税務申告を2期終えていない方には、金利の優遇を行っております。
- 賃上げ貸付利率特例制度 雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増額する見込みのある方には、金利の優遇を行っております。

▼ 教育資金のご融資

ご融資の種類	ご利用いただける方※	資金の使いみち	ご融資の限度額	ご返済期間	うち据置期間	その他
一 般 貸 付	高校・専門学校・大学等に入学・在学される方の保護者又はご本人で、世帯の年収制限以内の方	入学・在学のために必要な資金 （入学金、授業料、通学費など）	学生・生徒お一人につき350万円 （海外留学等一定の要件を満たす場合は450万円）	20年以内	在学期間 以内	・ご返済は月賦払い又はボーナス併用払いです。 ・（公財）教育資金融資保証基金の保証又は保証人が必要です。
沖縄人材育成 資金 貸 付	高等学校卒業相当の資格を得た後、短大・大学・大学院等で教育を受ける方の保護者又はご本人で、世帯の年収制限以内の方		学生お一人につき200万円 （原則、一般貸付の限度額までご融資を受けている方が対象）			

※（公財）教育資金融資保証基金をご利用いただく場合は保証料が必要となります。ご融資の際、保証料を差し引いてお振込みいたします。

※保証人は、進学者・在学者の4親等以内の親族（進学者・在学者の配偶者を除きます）を選任してください。

※母子家庭・父子家庭の方（一般貸付に限りません）、交通遺児家庭（一般貸付に限りません）、年収（所得）が一定以内の方又は子ども3人以上の世帯かつ世帯年収（所得）が一定以内の方（一般貸付に限りません）、沖縄県内の離島にお住まいの方で居住島以外の地域の高校・専門学校・大学等に係る資金（一般貸付に限りません）及び母子家庭の母又は父子家庭の父に係る資金（一般貸付に限りません）については、それぞれ貸付利率が優遇されます。

▼ 恩給担保資金のご融資

ご利用いただける方	資金の使いみち	ご融資の限度額	ご返済期間	ご返済方法
恩給などを受けている方	事業資金 消費資金	250万円	4年以内	・恩給などの給与金等を公庫が受け取り、元利金などに充当します。

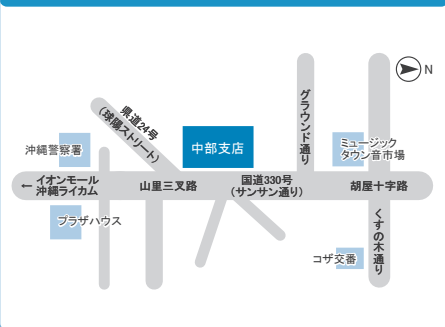
本 店（融資第二部 中小企業融資 第一班・第二班）

〒900-8520 那覇市おもろまち1-2-26
TEL 0120-981-827／FAX 098-941-1910



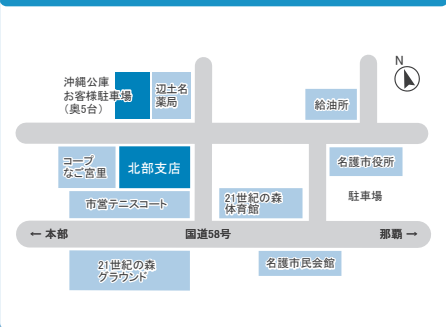
中部支店

〒904-0033 沖縄市山里1-1-1102（パーチェ山里）
TEL 098-989-6511／FAX 098-989-6789



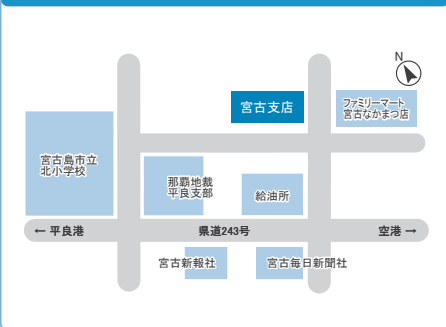
北部支店

〒905-0011 名護市宮里1-28-15
TEL 0980-52-2338／FAX 0980-51-1008



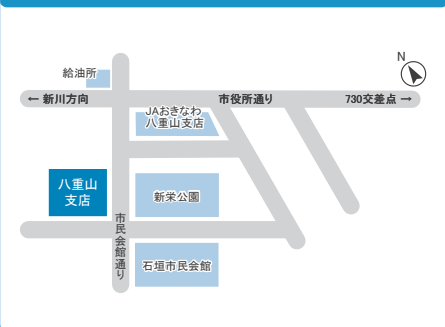
宮古支店

〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根118-1
TEL 0980-72-2446／FAX 0980-72-7049



八重山支店

〒907-0014 石垣市新栄町4-1
TEL 0980-82-2701／FAX 0980-83-1634



▼ご利用の窓口

確定申告書（2期分）又は事業計画書をご持参の上、お近くの公庫本・支店窓口でお気軽にご相談ください（商工会議所、商工会でもご相談を承っております）。